

悩みや心配ごとはありませんか

6月1日(土)は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、地域住民の中から広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解がある人を市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した民間ボランティアです。市内では11人の人権擁護委員が、法務局や市内の人権相談所で悩みごとや心配ごとの相談を受ける、身近な相談相手です。

市では、この日を中心に一層の活動を推進するため、街頭啓発を実施し、特設相談所を開設します。

人権擁護委員による人権相談

時原則第1・3木曜日
午前9時～正午
(祝日・年末年始は除く)
所市役所 2階 相談室
他申込不要

悩みごと・心配ごと

- ・差別を受けた
- ・暴行・虐待を受けた
- ・セクハラ・パワハラを受けた
- ・いじめ・虐待・体罰を受けた
- ・インターネットによる誹謗中傷を受けた など



市内の人権擁護委員と人権擁護推進員(敬称略)

学区	人権擁護委員	人権擁護推進員	学区	人権擁護委員	人権擁護推進員
守山	小林 珠美、中井 英雄	徳富 敬一、向井 了誠	河西	島田 恭司、山根 祐太郎	中出 智子、行村 道江
吉身	太田 吉雄、清水 佐代子	小淵 一美、川本 成子	速野	今井 知春、本山 福賤子	石原 慶子、今井 きよ美
小津	寺田 芳弘	寺田 久登、藤井 浄宣	中洲	西本 麗子	木村 芳次、森田 信彦
玉津	藤木 好美	菅原 美貴子、三品 きぬ江			

人権擁護推進員は、各学区の人権擁護委員と連携し、地域における人権擁護活動などを行っています。

問人権政策課 ☎・☎(582)1116 FAX(582)0539

住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の申請は5月31日(金)まで

物価高騰などによる負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、給付金を支給しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ホームページ

支給額 1世帯当たり10万円

対 令和5年12月1日時点で本市に住民票があり、令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

申 対象世帯には、確認書または申請書を送付しています。必要書類を添付のうえ、5月31日(金)までに記入した申請書を郵送(消印有効)または直接、左記へ提出。

他 対象世帯で確認書または申請書が届いていない場合は、左記へ連絡してください。

問T524-85585

吉身二丁目5-22
生活支援相談課

☎(516)4090
(給付金専用)
FAX(582)1138

守山市戦没者追悼式

令和6年度 守山市戦没者追悼式を執り行います。ぜひご参列ください。

時 6月8日(土)午後1時30分
所 西別院(赤野井町326)

問健康福祉政策課

☎・☎(582)1123
FAX(582)1138

令和6年度 政府主催 慰霊巡拝の参加者募集

旧主要戦域となった陸上や遺骨収集の望めない海上などの戦没者または旧ソ連・モンゴル地域で抑留中に死亡した人を対象に、慰霊巡拝を行います。詳しくは、県ホームページをご覧ください。



県ホームページ

対 戦没者の配偶者・父母・子・兄弟姉妹、参加遺族(子・兄弟姉妹)の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪

他 申込書は市健康福祉政策課に設置

問・市健康福祉政策課
☎・☎(582)1123
FAX(582)1138

・県健康福祉政策課
☎(528)3514
FAX(528)4850